

随時受付中！

『いきいき職場づくり支援補助金』



補助上限額

80万円

(人づくり支援補助金と
就労環境改善支援補助金の合計額)

補助率

【ソフトの場合】 1/2

〔従業員のキャリア形成、計画的な人材育成に要する研修経費等を補助〕

【ハードの場合】 1/3

〔コミュニケーションの活性化やモチベーション向上、労働能率の向上や業務負担の軽減等^(※1)に資する取組の経費を補助〕

補助要件

- 「しまねいきいき職場宣言」宣言企業
- 過去3年度間又は申請年度に新規採用実績があること、もしくは1年以内に新規採用の見込みがあること

具体的な取組内容

① 業務効率化

業務フローの構築・見直し、デジタル化、機器導入費等

② 労働条件・処遇改善

賃金・労働時間・休暇・福利厚生等改善、人事評価制度の策定・見直し等

③ 柔軟な働き方の実現

テレワーク導入費用、柔軟な勤務制度の構築・労務管理に要する経費等

④ 多様な人材の活躍

高齢者・外国人・障がい者・介護が必要な者等に対応した就労環境整備等

⑤ 健康経営

労働災害防止、喫煙対策等

⑥ その他職場定着にかかる取組

従業員のエンゲージメントの向上調査等

補助要件等

		人づくり支援補助金	就労環境改善補助金
補 助 要 件		・「しまねいきいき職場宣言」宣言企業 ・過去3年度間又は申請年度に新規採用実績があること、もしくは1年以内に新規採用の見込みがあること	
補 助 上 限 額		80万円	
補助率	ソフト	1/2	1/2
	ハード	—	1/3
補助対象経費		・ソフト事業のみ 講師の謝金・旅費(OJTの派遣料含む)、会場使用料、教材費、研修参加費	・ソフト事業 謝金・委託料、印刷製本費 ・ハード事業 設備・機器、ソフトウェア等の購入・更新費
※補助対象外経費		・単なる経費削減及び不快感の軽減や快適化を目的とした経費 ・PC・タブレット ・5万円未満の消耗品	
受 付 期 間		令和7年4月1日から令和8年1月30日まで	
事業対象期間		交付決定日から令和8年2月末日まで	

補助金申請にあたっては、「しまねいきいき職場宣言」が要件となります

「しまねいきいき職場宣言」とは

しまね働き方改革宣言(※)に沿って、各社それぞれの立場から、誰もがいきいきと働き続けられる職場づくりに向けた取組の宣言を行い、県に申請・登録する制度です。
宣言企業には県が宣言書を交付するほか、県ホームページに掲載して周知します。



しまね働き方改革宣言

宣言①

ほどよく休み、しっかり仕事、すっきり帰宅！
～人材の確保、定着、生産性の向上を図りましょう～

宣言②

「仕事と生活の調和」を企業の魅力に！
～子育て・介護等と仕事の両立を可能にしましょう～

宣言③

みんな元気に生涯現役！
～多様な技術・経験を有する高齢者の方も幅広く活躍しましょう～

宣言④

誰もがいきいき活躍できる職場に！
～誰もが希望や能力を活かして活躍しましょう～

宣言⑤

職場に実情を語り合う場をつくろう！
～働き方改革に向けて、職場での話し合いの機会をつくりましょう～



※「しまね働き方改革宣言」は、平成29年に島根県、島根労働局、経済団体等からなる働き方改革推進会議で採択されました。

お問合せ先

○いきいき職場づくり支援補助金の申請・問い合わせ

〒690-0886 松江市母衣町55番地4

一般社団法人 島根県経営者協会

☎0852-61-8355

✉ ikiikishokubadukuri@shimanekeikyo.com

🌐 <https://shimanekeikyo.com/>

お気軽にご相談ください



○しまねいきいき職場宣言の申請・事業全般に関すること

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県商工労働部雇用政策課

☎0852-22-6562

✉ koyo-ikiiki@pref.shimane.lg.jp

🌐 https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/employ/rodo_hukusi/ikiiki/ikiiki_syokubasengen.html